



事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 26 日

建設業労働災害防止協会事務局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
建設安全対策室長

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について

標記については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号、以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられるとともに、平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

今般、別添のとおり、昨年に引き続き経済産業省商務流通保安グループガス安全室長より平成 26 年 11 月 19 日付け 26 商ガ安第 22 号をもって、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼があったところです。

この協力依頼においては、ガス事業者に事前照会をしなかったため、ガス管の存在を知らずにガス管を破損し、その結果、火災が発生し被災した事例等が多数紹介されています。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、貴協会会員に対し下記の事項について周知徹底してくださるようお願いいたします。

記

1 くい打ち機等によるガス導管等の損壊の防止（安衛則第 194 条関係）

くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合は、ガス導管等の有無及び状態を当該ガス導管等を管理する者に確かめる等の方法により調査し、その結果に適応する措置を講じること。

2 ガスが存在するおそれのある配管の溶断等（安衛則第 285 条関係）

溶接、溶断その他火気を使用する作業又は火花を發するおそれのある作業を行う場合は、ガスが存在するおそれのある配管については、あらかじめ、不活性ガス又は水を封入すること等により爆発又は火災の防止のための措置を講じること。

3 地下作業場等（安衛則第 322 条関係）

可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場において作業を行う場合、又はガス導管からガスが發散するおそれのある場所において明り掘削の作業を行う場合は、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じること。

一 ガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前及び当該ガスに関し異常を認めたときに、当該ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について、当該ガスの濃度を測定させること。

二 ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

4 地山の掘削の作業前の調査（安衛則第 355 条関係）

地山の掘削の作業を行う場合は、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について埋設物等の有無及び状態を、埋設物等の所有者又は管理者に対して照会し、その結果に応じた手順を定め、これにより作業を行うこと。

5 ガス管による危険の防止（安衛則第 362 条関係）

ガス管に近接する箇所で明り掘削によりガス管を露出させる作業を行う場合は、作業指揮者を指名して、その者の直接の指揮により、ガス管をつり防護、受け防護等により防護し、又は、あらかじめガス管を移設する等の措置を講じてから作業を行うこと。

6 掘削機械等の使用禁止（安衛則第 363 条関係）

明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管等の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、掘削機械等を使用しないこと。

7 改修工事における爆発防止（「建設業における総合的労働災害防止対策」関係）

改修工事における作業計画には、ガス会社への事前連絡等についても定め、これに基づく作業を徹底すること。

8 経済産業省からの要請に基づくガス管損傷事故の再発防止

- (1) 工事前には、ガス事業者には、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者から立会を求めるとのこと。
- (2) ガス事業者から照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- (3) ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- (4) 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- (5) 工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者から連絡すること。
- (6) ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者から連絡すること。

経済産業省

26商ガ安第22号

平成26年11月19日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長 野澤 英児 殿

経済産業省 商務流通保安グループ
ガス安全室長 大本 治康

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、平成21年から平成25年の5年間で397件、負傷者数48名に上っています。こうしたガス事業者以外の者によるガス事故が毎年1割以上の割合で発生し、平成26年は10月末時点で、既に88件発生しております。

最近の事故事例では、平成25年2月に、宅地造成業者が掘削中に誤って重機でガス管を損傷したためガス漏えいが発生し、連絡を受けて駆けつけたガス事業者が掘削した穴の中で、酸素欠乏となり病院に搬送される事故が発生しました。また、平成26年10月に、水道設備業者が掘削中に誤ってガス管を損傷し、漏えいしたガスに掘削機の火花が引火し火災となり1名が負傷する事故が発生しました。

こうした建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者以外の者による建設工事等において生じる場合が少なくなく、その原因としては、①施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手してしまった、②目的の配管と誤ってガス管を切断してしまった、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させてしまった、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまった、また、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生しているものが多数あります。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、以下の要請を行っていただきますようお願いいたします。

- ・ 工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会を求めること。
- ・ ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ・ ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・ 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ・ 工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(添付資料)

- ・ 参考資料 1 平成 25 年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・ 参考資料 2 平成 26 年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・ 参考資料 3 建設工事等事業者向けパンフレット

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/0226takoji.pdf

(参考) 最近の建設工事等によるガス管・ガス設備損傷事故件数の推移

| ガス事故(建設工事等)件数 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 計 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ガス事故件数 | 490 | 587 | 694 | 731 | 974 | 3,476 |
| うち、都市ガス | 305 | 383 | 467 | 471 | 767 | 2,393 |
| 液化石油ガス | 185 | 204 | 227 | 260 | 207 | 1,083 |
| 建設工事等事故件数 | 62 | 78 | 74 | 93 | 90 | 397 |
| うち、都市ガス | 46 | 61 | 61 | 70 | 72 | 310 |
| 液化石油ガス | 16 | 17 | 13 | 23 | 18 | 87 |
| うち、事前照会無し | 41 | 60 | 50 | 60 | 68 | 279 |
| 建設工事等事故による負傷者数 | 6 | 7 | 16 | 10 | 9 | 48 |

(経済産業省ガス安全室調べ)

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|---------------|------|------|---|
| 1/10 | 京都 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(水道工事業者)が水道工事中、カッター切りにて埋設供給管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路の交通規制及び付近住民3名の避難(何れも96分)を実施した。 |
| 1/11 | 京都 | 建築工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(建築工事業者)が新築工事における通路工事中、ソルハシにて埋設灯外内管を破損し、漏れたガスにアスファルト舗装用予熱器の火が引火。着火箇所消火器にて消火後、掘削部でバグ挿入にて応急措置を行い、同日、破損箇所取替えて修繕済み。消防にて周辺道路の交通規制(85分)を実施した。 |
| 1/12 | 和歌山 | 下水工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(下水工事業者)が道路下水工事中、掘削機にて埋設供給管(不明管)を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路の交通規制及び付近住民5名の避難(何れも92分)を実施した。 |
| 1/14 | 沖縄 | 土木工事 駐車場整備 | 都市ガス | 0 | 土木業者が駐車場整備のため、1号棟前掘り起し工事の際、PE管に気付かず接触しPE管が破損、破損部分修復のため、一時的に全世帯供給停止措置(1~4号棟、91世帯) |
| 1/21 | 宮城県 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 建物の解体中に敷地内に埋設されていた不明管を重機により損壊し、漏出したガスに何らかの原因で着火、警察が付近の道路の通行規制を行った。事故の原因は、導管があるにもかかわらずに十分な確認を行わず、解体業者からの事前照会に対し「埋設管は無い」と回答したため。 |
| 1/28 | 東京 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 高校での他工事において灯内内管(白管、32mm)を誤ってサンダーで切断し、漏れたガスに引火し火災に至ったもの。天井約4平方メートルを焼損した。 |
| 2/6 | 福岡 | 水道設備 工事 | LPガス | 0 | 共同住宅において、水道設備工事業者が下水道管の入替工事を行っていたところ、ドリルで埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、工事業者が事前に販売事業者へ工事内容の通知と配管位置の問い合わせを行わなかったため、ガス管が埋設されていることの認識がないまま工事を行い、埋設供給管をドリルで誤って損傷し、ガスが漏えいしたもの。 |
| 2/9 | 神奈川 | 内装工事 | 都市ガス | 2 | 設備工事業者より内装工事中にガス管を損傷した旨の連絡を受けた。灯内内管(白管40mm)をガスが止まっていると思い電動のこぎりで切断しガスが出たためプラグ止めにて応急措置後、水道管を切断したところ滞留していたガスに着火したもの。作業員2名が火傷(軽症)にて病院で手当を受けた。火災認定有り。 |
| 2/27 | 広島 | 電気工事 | 都市ガス | 0 | マンションの電気工事を行っていた業者が、接地棒を打ち込んでいたところ、灯外内管を破損し、ガスが漏えいした。ガスの漏えいを止めるためにバルブを閉止したことにより供給支障となった。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|--------|------|------|---|
| 2/27 | 埼玉 | 宅地造成工事 | LPガス | 1 | 造成地において、宅地造成業者が工事中に、埋設された供給管を重機で損傷し、ガスが漏えいした。その際、連絡を受けて駆けつけた販売事業者が、損傷箇所からの漏えいを止めようとしたところ、掘削した穴の中で酸素欠乏状態となり、軽症を負った。 原因は、宅地造成業者が、工事現場におけるガス管の埋設状況について販売事業者へ事前の確認をしなかったため、ガス管が埋設されていることの認識がないまま工事を行い、埋設された供給管を重機で誤って損傷し、ガスが漏えいしたものの。 なお、販売事業者から他工事業者への工事の際の周知が十分でなかった。 |
| 2/27 | 東京 | 防水工事 | 都市ガス | 0 | 設備工事業者が浴室床の防水工事に伴う給湯器の一時取外し・再取付工事において、給湯器へガス接続具を再接続する際に誤ってガス栓と給湯接続具を接続し給水を開始してガス管に水を入れてしまい、当該建物の灯外内管に水が流入したため供給支障(462戸)が発生した。 |
| 3/6 | 埼玉 | 道路工事 | 都市ガス | 0 | 雨水管の撤去作業中、重機にて供給管を誤って損傷し、特定製造所にてガスを止めたことにより当該団地内が供給支障となったもの。 |
| 3/16 | 千葉 | 地盤調査工事 | 都市ガス | 0 | 需要家宅の地盤調査を行っていた調査会社より調査箇所付近でガス臭がするとの連絡及び当該需要家より台所シンク下より出火したとの連絡を受け確認したところ、灯外内管(PE管25mm)と排水管が損傷しており、台所シンク下の収納物が一部焼損していた。地盤調査工事中にガス管と排水管を損傷し、漏出したガスが排水管を通じて台所シンク下へ流入、コンロの火に引火したものと推定。 |
| 3/26 | 沖縄 | 建替工事 | 都市ガス | 0 | 当該団地は建て替え工事中であるが、重機がガス管を破損し、第2特定製造所からの供給先292地点に約2時間の供給支障が発生した。 |
| 3/28 | 東京 | 建設工事 | 都市ガス | 0 | 建設工事業者が敷地内の基礎工事の杭打ち作業に伴う掘削作業の際、敷地内に埋設設置されていたガス管(灯外内管25mm)を誤って引っ掛けた結果、歩道に埋設設置されたガス管部分(供給管25mm)が損傷した。出動した消防・警察にて付近道路(延長約170m、幅員28m)を交通規制した(2時間10分)。 |
| 4/2 | 東京 | 排水管工事 | 都市ガス | 1 | 商業ビル地下1階にて排水管工事中、作業員がガス管(灯外内管(白管:50mm))を排水管と間違えドリルにて損傷させ、漏えいしたガスに着火したもの(未照会工事)。作業員1名が火傷を負った。 |
| 4/6 | 新潟 | 建設工事 | LPガス | 0 | 学校において、建設工事業者が建物の耐震診断のためコンクリート壁のくり抜き作業を行ったところ、隠ぺい部にあった配管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、壁の反対側には給湯器が設置されていたが、建設工事業者は隠ぺい部のガス配管について注意せず作業を行ったため、誤って配管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|------|------|------|--|
| 4/8 | 神奈川県 | 造園工事 | 都市ガス | 0 | 建物敷地内にて造園工事がコンクリートカッター施工中、誤って灯外内管(PLP:25mm)を損傷した(未照会工事)。安全面から引込み遮断バルブを閉止したことにより104件の供給支障が発生した。 |
| 4/12 | 神奈川県 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | マンション1階にて床のコンクリート剥離中、作業員がピックにてガス管(灯外内管(50mm))を損傷させ、ガスが漏れ出したもの(未照会工事)。消防・警察にて、安全面から16:03~17:00の間、住民10人の避難誘導及び前面道路(幅員4m全面、延長70m)の交通規制を実施。 |
| 4/15 | 大阪 | 下水工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(下水工事業者)が敷地内の下水道工事中、電動カッターにて埋設灯外内管(不使用管)を破損し、ガスが漏れ出し着火した。ガス事業者にて破損箇所の上流側で灯外内管を切断・プラグ止めにて措置済み。火災認定有り。 |
| 4/16 | 兵庫 | 設備工事 | 都市ガス | 0 | 集合住宅において、他工事業者(設備工事業者)が、防犯カメラ設置工事のため、パイプシャフト内にてコンクリート床に電動ドリルにて穴あけ作業中、誤って共用灯外内管を破損。ガス事業者が現場到着し、応急措置のため、特装バルブを閉止したことにより、供給支障が発生した。 |
| 4/20 | 東京 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 共同ごみ置き場の解体中、コンボにて灯外内管(PE管:75mm)を損傷した(未照会工事)。引込み管遮断バルブを閉止したことにより37件の供給支障が発生した。 |
| 4/20 | 宮城 | 水道工事 | LPガス | 0 | 共同住宅において、水道工事業者が水漏れの修繕作業で建物外壁の切断を行っていたところ、配管用フレキ管を損傷し、ガスが漏れ出した。原因は、当該配管用フレキ管は、建物外壁の隠ぺい部に敷設されていたため、外壁切断時に誤ってフレキ管を損傷し、ガスが漏れ出したもの。 |
| 4/22 | 山口 | 水道工事 | LPガス | 0 | 共同住宅において、水道工事業者が漏水箇所の調査のため掘削作業を行っていたところ、埋設供給管を損傷し、ガスが漏れ出した。原因は、水道工事業者は埋設供給管が近接していることを認識していたが、供給管の立ち上がり部が少し離れたところにあったため、掘削を行い、誤って供給管を損傷しガスが漏れ出したもの。なお、水道工事業者からは、販売事業者に工事をする旨の連絡がされていなかった。 |
| 4/28 | 千葉県 | 電柱工事 | 都市ガス | 0 | 消防からの通報を受け確認したところ、電気工事(仮設電柱設置工事)の際、ガス管の位置を確認せずに掘削したことで休止中の灯外内管(被覆鋼管、25mm)を損傷していた。消防・警察にて市道(幅6m、延長100m)の交通規制(43分間)を行った。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|--------|------|------|---|
| 5/13 | 京都 | 建設工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(コインパーキング建設工事業者)が敷地内舗装カッター切り中、埋設灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路の交通規制(25分)を実施した。 |
| 5/15 | 鳥取 | 土木工事 | LPガス | 0 | 空き地において、土木工事業者が道路建設予定地の埋蔵文化財調査のため、重機による掘削作業中に、埋設供給管を損傷してガスが漏えいした。 原因は、施主や土木工事業者は販売事業者への事前照会をしておらず、ガス管が埋設されていることの認識がないまま工事を行い、埋設された供給管を重機で誤って損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 5/19 | 福岡 | 空調設備工事 | LPガス | 0 | 下水道管理センターの水質試験室において、空調工事業者が空調設備のドレン配管敷設のため、コンクリート床の掘削を行っていたところ、埋設配管を損傷してガスが漏えいした。 原因は、工事業者が配管図面の確認を行っていなかったため、誤って埋設配管を損傷してガスが漏えいしたものの。 |
| 5/21 | 新潟 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 家屋解体工事の際に、解体業者がメーター移設済みのメーター立管(灯外内管、白管、25mm)を切断機にて切断したことにより、漏えいしたガスに着火し、周囲の木材を焦がしたものの。 |
| 5/22 | 東京 | 排水管工事 | 都市ガス | 0 | マンション敷地内で他工事業者が排水工事中、電動コア抜き機で灯外内管を破損。 13:50に需要家用遮断バルブを閉止し、当該マンションの61件の供給支障が発生。(未照会工事) 応急措置ののち17:33供給再開(供給支障3時間43分)。 |
| 6/7 | 大阪 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)が建物解体工事中に掘削機で灯外内管(32mm)を破損し、粘土で手当てをしてそのまま工事を継続。その後、ガスバーナーで鉄筋を溶断中に火花がガス管の破損箇所又は腐食箇所から漏れたガスに引火したものと推定。 |
| 6/8 | 愛媛 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 住宅のカーポートを撤去する工事のため掘削中にガス管を破損し、引火した。 |
| 6/15 | 東京 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 漏水工事現場にてガス管を損傷したとの通報を受け、建物への引込み管ガス遮断装置を閉止した(供給支障51件)。消防にて住居者30名を歩道上に避難誘導するとともに、歩道を45分間規制した。原因は、水道工事会社がガス管の位置を確認せずコア抜き作業を行い灯外内管(32mm PLP)を損傷したものの。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|-----------|------|------|---|
| 6/20 | 北海道 | 排水管工事 | LPガス | 0 | 共同住宅において、排水管工事業者が工事作業中、埋設された供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、工事業者が排水工事のため重機で当該共同住宅の基礎の側面付近を掘り起こしていたところ、排水管近辺に埋設されていた供給管を誤って損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 6/21 | 東京 | 建設工事 | 都市ガス | 0 | 建築業者より敷地内掘削工事中にガス管を損傷したとの連絡を受け確認したところ、不使用供給管(プラスチック被覆鋼管32mm)が損傷していた。消防にて付近道路(環状八号線内回り片側3車線のうち2車線100m、歩道52m)を規制し交通の困難を招来したものの(1時間55分)。 |
| 6/22 | 愛知 | (敷地内)舗装工事 | 都市ガス | 0 | 集合住宅敷地内において舗装工事会社がコンクリートカッターで切り中のところ、灯外内管を損傷した。引込管バルブを閉止したことにより111件の供給支障が発生した。 |
| 6/27 | 東京 | 水道工事 | LPガス | 0 | 道路において、水道工事業者が掘削作業中、重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、水道工事業者内での打合せ不足や不注意のため、誤って重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 なお、販売事業者と水道工事業者は工事に係る事前協議を行っており、販売事業者は供給管の図面の提供と現場での供給管のルートを説明していた。 |
| 6/28 | 京都 | 建設工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(建設工事業者)が掘削機で敷地内を掘削中、灯外内管(40mm)を破損した。消防にて周辺道路(東西道路:幅員3.5m、延長135m、南北道路:幅員4.7m、延長230m)の交通規制(36分)を実施した。 |
| 6/29 | 静岡 | 解体工事 | LPガス | 0 | 一般住宅において、建物解体業者が当該住宅の解体工事を行っていたところ、埋設供給管の引込部を損傷してガスが漏えいした。 原因は、埋設されたガス管の存在を建物解体業者が認識しないまま工事を行ったため、工事中に誤ってガス管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 なお、当該住宅では集団供給が行われているが、住人は別の販売事業者と独自に契約してガスの供給を受けていたため、埋設供給管を使用していなかったことから、建物の解体に際して集団供給を行っている販売事業者に工事の事前連絡をしていなかった。 |
| 7/8 | 広島 | (敷地内)舗装工事 | 都市ガス | 1 | 他工事にて灯外内管をサンダーで切断作業中に漏洩したガスに着火し、他工事業者が顔面に火傷を負った。 |
| 7/9 | 東京 | 整地工事 | 都市ガス | 0 | 敷地内整地工事中に建設機械にて灯外内管を引っ掛け、供給管を損傷したものの。消防にて付近道路(幅6m、延長約100m)を交通規制した(2時間55分)。供給管取り出し部にてプラグ止めにて復旧済み。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|--------|------|------|---|
| 7/11 | 東京 | 改修工事 | 都市ガス | 0 | マンション1階の店舗改修工事の際に路面カッターにてガス管を損傷したとの連絡を受け確認したところ、当該マンションの灯外内管が損傷していたことから引き込みガス遮断装置を閉止し、43件(当該マンション)の供給支障が発生した。 |
| 7/16 | 東京 | 地盤調査工事 | 都市ガス | 0 | 敷地内地盤沈下の地盤調査工事中に建設機械にて灯外内管を損傷した。消防にて付近道路(幅5m、延長約150m)を交通規制した(63分間)。スクイズオフにて遮断措置済み。 |
| 7/18 | 東京 | 解体工事 | LPガス | 0 | 空き家において、解体工業者が家屋の解体を行っていたところ、重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。原因は、家主及び解体工業者から家屋を取り壊すことの事前連絡が販売事業者になかったため、作業員はガス管が埋設されていることの認識がないまま工事を行い、誤って重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 7/22 | 東京 | 建築工事 | LPガス | 0 | 一般住宅において、建築工業者が供給管の埋設部分からの立ち上がりを誤って切断し、ガスが漏えいした。原因は、建築工業者が事前調査を行っていなかったことにより、ガスが通っていない管であると誤認したまま管の撤去作業を行い、ガスが漏えいしたものの。なお、当該住宅はオール電化のためガスメーターを撤去していたが、災害時にはガスを使用したいとの住人の意向によって配管は残されており、メーターがあったところでボールバルブにてガスを止めていた。 |
| 8/2 | 東京 | 下水道工事 | 都市ガス | 0 | 下水道工事において、クレーンで工事機材を移動中にガス管上部に機材を落下させ、ねずみ鋳鉄管が損傷したものの。消防にて付近道路(幅員7m×延長110m、幅員5.5m×延長145m、幅員5.5m×延長145mの3区間)を規制し、交通の困難を招来したものの。交通規制時間は、2時間20分(13:15~15:35)。 |
| 8/7 | 兵庫 | 建築工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(建築工業者)が敷地内で杭打ち作業中、杭打ち用オーガーにて灯外内管(30mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(東西道路:幅員6.0m、延長74m)の交通規制(42分)を実施した。 |
| 8/9 | 京都 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(水道工業者)が水道引込管工事のためのカッター切り作業中、道路舗装カッターにて供給管(32mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(東西道路:幅員8.4m、延長50m)の交通規制及び付近住民(3名)の避難を実施した(47分)。 |
| 8/13 | 京都 | 改修工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(改修工業者)がビル改修工事中、コンクリートカッターで灯外内管(25mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(東西道路:幅員6.3m、延長65m)の交通規制(31分)を実施した。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|-------|------|------|---|
| 8/14 | 山口 | 解体工事 | LPガス | 0 | 空き家において、解体工事業者が家屋の解体を行っていたところ、重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、家主から家屋を取り壊すことの事前連絡が販売事業者になく、解体工事業者との連携が取れていなかったため、作業員はガス管が埋設されていることの認識がないまま工事を行い、誤って重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいしたもの。 なお、当該住宅では集団供給が行われており、販売事業者は空き家につきガスメーターで閉栓していたが、取り壊すことの連絡がなかったため、メーターまでは本管と通じた状態になっていた。 |
| 8/16 | 滋賀 | 建設工事 | 都市ガス | 0 | オール電化によりメーターコックまで通ガス状態で閉栓となっていた住宅の敷地内において、カーポート工事のため他工事業者が掘削中、埋設されていた灯外内管を損傷させガス漏れが発生し、警察、消防が出動し、前面道路約50mを1時間にわたり交通規制を実施した。 |
| 8/19 | 東京 | 建設工事 | 都市ガス | 0 | 消防からガス管損傷との通報を受け出動したところ、住宅敷地内の門柱工事中に電動ハンマーにて灯外内管(プラスチック被覆鋼管40mm)が損傷、消防にて付近道路(幅員6m×延長75m)が規制され、交通の困難を招来した。交通規制時間は、28分(11:02～11:30)。 損傷管の復旧工事は15時頃に完了。 |
| 8/21 | 島根 | 舗装工事 | LPガス | 0 | 私道において、舗装工事業者がアスファルト舗装面の剥がし作業を行っていたところ、重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、工事発注者及び舗装工事業者から販売事業者への事前連絡がなく、埋設管についての情報提供や注意喚起の周知等が行われていなかったため、作業員はガス管が埋設されていることの認識がないまま工事を行い、誤って重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいしたもの。 |
| 8/21 | 滋賀 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)が家屋解体中にバックホウで灯外内管(25mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(南北道路:幅員5.8m、延長230m)の交通規制(56分)を実施した。 |
| 8/27 | 神奈川 | 水道工事 | LPガス | 0 | 共同住宅において、水道工事業者が給水管工事の掘削工事中に、埋設供給管(PE管)を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、水道工事業者がガス管埋設杭を確認しながら不用意に掘削工事を行ったため、誤って重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいしたもの。 |
| 8/30 | 宮城県 | 水道管工事 | 都市ガス | 1 | 水道管工事のため駐車場コンクリートの切断中に誤って灯外内管を切断しガスが漏えいした。ガス臭を感じていたがコンクリートの破碎作業を継続したところ漏出したガスに着火、作業員一名が軽傷。 事故の原因は、導管の位置想定の誤りと、ガス臭がある状態で作業を継続したこと。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|--------|------|------|--|
| 9/3 | 大阪 | 解体工事 | LPガス | 0 | 一般住宅において、解体工事業者が戸建住宅の解体工事を行っていたところ、重機で埋設供給管を損傷しガスが漏えいした。 原因は、解体工事業者は都市ガス事業者には事前照会をしていたが、当該地域は都市ガスとLPガスの供給管が混在していることを知らなかったため、LPガス販売事業者には事前照会を行っておらず、埋設管の認識がないまま誤って重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 9/4 | 神奈川 | 地盤調査工事 | 都市ガス | 0 | 地質調査業者が地盤強度調査のためボーリングをしたところ、敷地内のPE管(75A)を損傷した。漏えいしたガスを閉止するためバルブを閉止した結果、48戸の供給支障となった。 |
| 9/10 | 福岡 | 解体工事 | LPガス | 0 | 空き地において、建設業者が住居新築のための基礎工事を行っていたところ、重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、建設業者が整地のため既設のブロック塀を基礎から解体していた際に、付近に埋設されていた供給管を誤って重機で損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 9/13 | 東京 | 電気工事 | 都市ガス | 0 | 宅内にて電気工事を行っていた業者が、ドリルで灯内内管(金属フレキ管10mm)を損傷させ、漏れたガスに着火。一部壁を焼損した。 |
| 9/13 | 東京 | 水道管工事 | 都市ガス | 0 | 敷地内にて水道業者が削岩機(ピック)でPE管(30mm)を損傷させたもの。消防にて付近道路(幅5m、延長約50m)を交通規制した(18分間)。一部取り替えにて復旧措置済み |
| 9/18 | 東京 | 建築工事 | 都市ガス | 0 | 消防よりガス管に火が着いたとの連絡を受け現場出動したところ、コンクリート壊し作業中に灯外内管(ポリエチレン管30mm)を破損し、漏えいしたガスに着火したことを確認した。これにより、需要家宅の雨どい及び灯外内管の一部が焼損した。 |
| 9/19 | 千葉 | 下水道工事 | 都市ガス | 0 | 敷地内の下水道工事中、工事施工者がピックにてコンクリートを研っていたところ、灯外内管を折損し着火した。出動した消防にて前面道路(幅11m、長さ77m)を実施した。 |
| 9/21 | 東京 | 下水管工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者から下水管修理作業中にガス管を損傷したとの通報を受け出動したところ、当該マンションの埋設灯外内管の損傷とガス漏出を確認したため、当該マンションの引き込み管ガス遮断装置を閉止し、70件の供給支障となった。 |
| 9/25 | 大阪 | 建設工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(土木建設工事業者)が駐車場の車両出入口築造工事の掘削作業中、バックホウにて供給管(40mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(南北道路:幅員8.0m、延長160m、東西道路:幅員6.0m、延長155m)の交通規制(30分)を実施した。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|-------|------|--------|------|------|---|
| 10/7 | 東京 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 消防より他工事によりガス管を損傷したとの連絡を受け確認したところ、消防にて前面道路(延長約35m、幅約5m)を交通規制していた(65分間)。掘削機の誤操作により灯外内管(白管25mm)を損傷したものの。 |
| 10/9 | 新潟 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 閉栓需要家の建物外壁解体作業中に、ガスメーター立て管根元をグラインダーで切断したところガスが漏えいし着火したものの(未照会工事)。 |
| 10/9 | 千葉 | 敷地造成工事 | 都市ガス | 0 | 敷地造成工事中に先行して埋設してあった灯外内管(PE管30mm)を折損しガスが漏出したため、消防にて付近道路(幅4.5m、延長120m)を交通規制した。 |
| 10/14 | 北海道 | 改築工事 | 都市ガス | 2 | 改築工事を行っていた建築業者が、駐車場造成工事(掘削工事)を行うことをガス事業者に伝えなかったことから、埋設管の位置を示すことができなかった。建築業者が、掘削のためバックホーを使用中ガス管を損傷し、さらに当該ガス管を電動サンダーで切断しようとしたため着火し、2名が負傷を負った。 |
| 10/21 | 広島 | 改装工事 | 都市ガス | 1 | 需要家敷地内にて他工事業者が電動ピックを使って作業中に灯外内管を損傷、漏洩したガスに引火し工事業者1名が顔面に軽い火傷を負った。当該者は経過観察のため一泊入院。 |
| 10/24 | 大阪 | 整地工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(整地工事業者)が敷地内建物基礎撤去作業中に、バックホウにて灯外内管(25mm)継ぎ手部を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(幅員3.9m、延長200m)の交通規制及び付近住民(31名)の避難を実施した(41分)。 |
| 10/25 | 静岡 | 電柱工事 | 都市ガス | 0 | 他工事(電柱立替工事)において、オーガーにて中圧本管(アスファルトジュート巻鋼管100mm)を損傷(未照会)。消防・警察により周辺道路約300mを交通規制した。中圧路線上のバルブを閉止したことにより専用ガバナが設置してある3件(工業用2件、中学校1件)が供給支障となった。 |
| 11/1 | 京都 | 建築工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(建築工事業者)が敷地内建築基礎工事中にバックホウにて灯外内管(25mm)継ぎ手部を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(東西道路:幅員5.7m、延長30m)の交通規制(1時間6分)を実施した。 |
| 11/5 | 東京 | 下水管工事 | 都市ガス | 0 | 排水工事業者が、マンション敷地内で下水管工事のコンクリートのコア抜き作業中に灯外内管(25mm)を損傷した。安全確保のためガス事業者が引込管ガス遮断装置を閉止し、当該建物内の需要家に供給支障(40戸、1時間55分)が発生した。 |
| 11/5 | 東京 | 地盤調査工事 | 都市ガス | 0 | 建築工事業者が住宅敷地内にて地盤調査作業中、ボーリング調査機械にて灯外内管(25mm)を誤って損傷しガスが漏えいした。警察・消防にて付近道路(幅員6m×延長80m)の交通規制(30分)を実施した。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|-------|------|------------|------|------|---|
| 11/5 | 京都 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(水道工事業者)が道路で水道工事中にバックホウにて供給管(30mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(東西道路:幅員5.9m、延長55m)の交通規制(2時間1分)を実施した。 |
| 11/7 | 大阪 | 基礎撤去工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)が敷地内地下構造物撤去工事中に掘削機で供給管(80mm)継ぎ手部を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(幅員6.0m、総延長239m)の交通規制及び付近住民(30名)の避難を実施した(1時間40分) |
| 11/9 | 大阪 | 排水工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(衛生設備工事業者)が公立中学校敷地内で排水工事に伴うコンクリートはつり作業中に灯内内管(20mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(東西道路:幅員5.5m、延長50m)の交通規制及び校内の生徒(90名)の避難を実施した(1時間10分)。 |
| 11/18 | 岡山 | 下水道工事 | 都市ガス | 0 | 下水工事業者が下水道の推進工事により中圧輸送導管(250A)を破損した。警察が周辺道路(幅員3m、延長220m)の交通規制を実施した(約4時間)。 |
| 11/21 | 京都 | カーブミラー設置工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(道路工事業者)がカーブミラー設置に伴う道路面コア抜き工事中、コアドリルで支管(80mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(幅員12m、延長130m)の交通規制及び付近住民(3名)の避難を実施した(2時間30分)。 |
| 11/22 | 東京 | 道路工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者が下水道工事後の道路復旧工事中、舗装カッターにて供給管(40mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて付近道路(幅7.2m、延長約100m)の交通規制及び付近住民(14名)の避難誘導を行った(1時間22分)。 |
| 11/28 | 神奈川 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体工事業者が住宅解体に伴う掘削作業中、掘削機にて灯外内管(25mm)を誤って損傷しガスが漏えいした。消防にて付近道路(幅員約6m×延長約90m)の交通規制(45分)が実施された。 |
| 12/2 | 大阪 | ガレージ工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(建築工事業者)がガレージ工事中にエアータッチパーで灯外内管(30mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(南北道路:幅員7.0m、延長100m、東西道路:幅員4.0m、延長30m)の交通規制(50分)を実施した。 |
| 12/4 | 大阪 | 外構工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(外構工事業者)が側溝付近で外構工事中、サンダーで供給管(25mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(南北道路:幅員5.0m、延長78m、東西道路:幅員7.0m、延長110m)の交通規制(51分)及び避難(6名)を実施した。 |
| 12/7 | 神奈川 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 建築工事業者が建物解体工事中、掘削機にて灯外内管(白管25mm)が損傷しガスが漏えいした。消防にて付近道路(幅員2m×延長50m)の交通規制(30分)を実施した。 |

平成25年の建設工事等におけるガス損傷事故

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|-------|------|--------|------|------|--|
| 12/10 | 山形 | 整地工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者が敷地内整地工事中、掘削機にて灯外内管(20mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて付近道路(幅員約6m、延長約80m)の交通規制(20分)が行われた。 |
| 12/13 | 岐阜 | 水道工事 | LPガス | 0 | 共同住宅(空き家)において、水道工業者がリフォームのため床を電動工具で切断していたところ、隠ぺい部の配管を損傷し、ガスが漏えいした。原因は、水道工業者がガス管の存在を確認せずに床の切断を行ったため、誤って配管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 12/23 | 東京 | 改装工事 | 都市ガス | 0 | 改装工業者が店舗内改装工事に伴い、電動ブレーカーを使用し床コンクリートをハツリ作業をしていたところ、誤って灯外内管(50mm)を損傷し、漏れたガスに何らかの理由で着火し、壁及び天井の一部を焼損した。 |
| 12/26 | 大阪 | 地盤改良工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(地盤改良工業者)が土質調査のためにアースオーガーで作業したところ、供給管(25mm)継ぎ手部が抜けたことによりガスが漏えいした。消防にて周辺道路(南北道路:幅員3.3m、延長1100m、東西道路:幅員3.5m、延長200m)の交通規制(1時間24分)を実施した。 |
| 12/30 | 大阪 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(建築工業者)が工事中に灯外内管を損傷しガスが漏えいした。溶接作業をした際に発生した火花が漏えいしたガスに着火した。消防にて周辺道路(幅員4.5~5.7m、総延長100m)の交通規制(1時間16分)を実施した。火災認定あり。 |

平成26年の建設工事等におけるガス損傷事故
(平成26年10月末現在)

※速報のため、内容が変わる可能性があります。

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|--------|------|------|--|
| 1/6 | 大阪 | 宅地造成工事 | 都市ガス | 0 | 団地内において他工事業者が重機を用いて宅地造成中、誤って先行埋設されていた灯外内管を破損したためガス漏れが発生し、警察・消防が出動。警察により周囲の道路において77分間、交通規制が行われた。 |
| 1/7 | 茨城 | 水道工事 | LPガス | 0 | 共同住宅において、水道設備工事業者が埋設水道管の工事を行うためコンクリートカッターを使用していたところ、容器収納庫から建屋に至る埋設供給管(プラスチック被覆鋼管)を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、水道設備工事業者が販売事業者への事前照会をしておらず、埋設供給管の設置位置の確認を怠ったため、誤って当該供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 1/7 | 東京 | 改装工事 | 都市ガス | 0 | 設備工事業者よりリフォーム工事中にガス管を損傷したとの連絡を受け確認したところ、集合住宅の灯外内管(白管20mm)を電動ハンマにて損傷していた。引込管ガス遮断装置を閉止したことにより、当該集合住宅の供給支障(31戸、3時間18分)が発生した。 |
| 1/14 | 青森 | 土木工事 | LPガス | 0 | 一般住宅において、土木工事業者が敷地内の駐車場を掘削していたところ、重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、土木工事業者が販売事業者への事前照会をしておらず、埋設供給管の位置を確認せずに掘削工事を行ったため、誤って重機で当該供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 なお、当該住宅は集団供給によりガスが供給されていたため、土木工事業者は敷地内に供給管が埋設されているという認識がなかった。 |
| 1/15 | 宮城 | 土木工事 | LPガス | 0 | 空き地において、建設工事業者が敷地内で電柱取付工事を行っていたところ、地面に電柱を支持するために使用するピックで埋設供給管(PE管)を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、建設工事業者が販売事業者への事前照会をしておらず、埋設供給管の位置を確認せず電柱取付工事を行ったため、誤ってピックで当該供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 なお、埋設供給管の地上面には表示杭が設置されていたが、事故発生時には当初の位置から1m程ずらされていた。 |
| 1/16 | 滋賀 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(水道工事業者)が掘削機で供給管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて付近の住民を近隣集会所へ避難(11名、2時間53分)を実施した。原因は、ガス管近傍で掘削作業を行ったため破損したもので、破損導管は不使用の不明管であった。 |
| 1/19 | 大阪 | 改装工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(改装工事業者)が電動のこぎりで共用内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(南北道路:幅員6.0m、延長98m)の交通規制(1時間6分)を実施した。 |
| 1/21 | 東京 | 水道工事 | LPガス | 0 | 道路において、水道工事業者が掘削作業を行っていたところ、スコップで埋設供給管(PE管)を損傷し、ガスが漏えいした。 原因は、水道工事業者がスコップにて掘削作業を実施した際、誤って埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 なお、水道工事業者は埋設供給管が近接していることを認識していたため、スコップによる手掘り作業を行っていたが、地盤が非常に固かったため力が入りすぎ、埋設供給管を損傷した。 |

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|---------|------|------|--|
| 1/22 | 三重 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 水道工事業者が水道管工事中に重機にて供給管を破損しガスが漏えいした。電気破碎機を使用していたため漏えいしたガスに着火したものと推定される。 |
| 1/24 | 神奈川 | 外構工事 | 都市ガス | 0 | 外構工事中にガス管を損傷したとの通報を受け確認したところ、工事業者がコンクリートはつり作業中に灯外内管(PLP25mm)を損傷した。消防にて付近道路(幅6.7m、延長約105m)の交通規制(1時間15分)を実施した。 |
| 1/24 | 大阪 | 敷地内衛生工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(衛生工事業者)が掘削機で灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(南北道路:幅員3.8m、延長40m、東西道路:幅員4.3m、延長60m)の交通規制及び付近住民の避難(10名、27分間)を実施した。 |
| 1/25 | 東京 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体業者より家屋解体工事中にガス管を損傷したとの通報を受け確認したところ、建設機械にて灯外内管をコンクリート構造物と一緒に引っ張ったため、供給管を損傷した。消防にて付近道路(幅4.0m、延長50m)の交通規制が行われた(1時間3分)。 |
| 1/25 | 東京 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 付近住民よりガス臭いとの通報を受け確認したところ、解体工事現場の屋外に埋設されていた灯外内管(25mm)が折損してガスが漏えいし、消防にて付近道路(幅4.0m、延長約57m)の交通規制が行われた(1時間)。 |
| 1/28 | 長野 | 電柱施設工事 | 都市ガス | 0 | 電柱立業者が電柱を設置するための敷地内掘削作業により灯外内管を損傷し、復旧工事のため中間バルブを閉止し供給支障(61戸)が発生した。 |
| 1/29 | 大阪 | 排水工事 | LPガス | 0 | 病院において、排水工事業者が厨房改装工事のため床面に穴を開けていたところ、ホールソーで埋設配管を損傷。漏えいしたガスに何らかの火が引火し、火災となり、樹脂什器類が焼損した。原因は、排水工事業者が販売事業者への事前照会をせず、埋設配管に関する正確な情報がないまま工事を行い、誤って当該配管を損傷したものの。 |
| 2/7 | 京都 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)が掘削機で灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(東西道路:幅員4.0m、延長25m)の交通規制(40分)を実施した。 |
| 2/15 | 大阪 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)が掘削機で灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(南北道路:幅員6.0m、延長80m)の交通規制及び避難(1名)を実施(22分)した。 |
| 2/19 | 京都 | 地盤改良工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(地盤改良工事業者)がアースオーガーでボーリング作業時に灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(南北道路:幅員5.0m、延長120m)の交通規制(45分)を実施した。 |
| 2/19 | 大阪 | 宅地造成工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(宅地造成業者)が掘削機で灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(南北道路:幅員3.2m、延長13.8m、東西道路:幅員3.8m、延長30m)の交通規制(60分)を実施した。 |

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|---------|------|------|---|
| 2/25 | 大阪 | 敷地整地工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(整地工事業者)が掘削機で灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(5道路:幅員3.3m~6.0m、総延長890m)の交通規制(53分)を実施した。 |
| 3/1 | 東京 | 住宅増築工事 | 都市ガス | 0 | ガス管を損傷し漏れたガスに着火したとの通報を受けガス事業者が出動したところ、住宅の増改築において建設業者が鉄柱のボルト固定部分の穴をバーナーにて広げる作業を実施した際、工事に伴い露出した灯外内管(PE管30mm)がバーナーにより誤って焼損し、漏れたガスに着火し、当該住宅の外壁の一部及び屋外式給湯木の配管類の一部を焼損した。火災認定あり。 |
| 3/1 | 山形 | 駐車場設置工事 | 都市ガス | 0 | 建築工事業者が駐車場工事の際、敷地内の残土撤去中または塀の基礎撤去時に建設機械で供給管を破損した。消防にて付近道路の交通規制(3時間)を実施した。 |
| 3/6 | 兵庫 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 需要家から「パチンコ店の2階を解体工事中に天井を落としたりガスが噴出した。」との通報を受け、ガス事業者が緊急出動。消防にて店内の客・店員を避難誘導(約70名、1時間22分)した。解体工事業者が解体作業中に、重機のグラブにより天井内の灯外内管を引っ掛け継ぎ手部を破損したことによるもの。 |
| 3/15 | 埼玉 | 下水工事 | 都市ガス | 0 | 下水工事の際、掘削中に道路に埋設された低圧支管(プラスチック被覆鋼管50mm)を損傷し、ガスが噴出したことによりガス圧力が低下して供給支障(72戸、1時間51分)が発生した。 |
| 3/15 | 東京 | 整地工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(建築工事業者)が整地工事に伴う掘削作業中、建設機械にて灯外内管(25mm)を誤って損傷しガスが漏えいした。消防にて付近道路(幅員6.0m、延長90m)を交通規制(1時間)した。 |
| 3/17 | 大阪 | 植木設置工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(ホテル従業員)がコンクリートカッターで灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にてホテル従業員・近隣住民7名の避難及び周辺道路(南北道路:幅員5.5m、延長110m)の交通規制(1時間27分)を実施した。 |
| 3/19 | 山口 | 水道工事 | LPガス | 0 | 福祉施設において、水道工事業者がスプリンクラー設備工事中に誤って天井内の配管を損傷し、ガスが漏えいしたため、容器バルブを閉止した。 原因は、水道工事業者が販売事業者に対して事前に配管位置の照会をせずに工事を行い、誤ってガスの配管を切断したものの。 なお、施設の管理者からも、販売事業者に対して工事を実施する旨の連絡は無かった。 |
| 3/19 | 神奈川 | 地盤改良工事 | 都市ガス | 0 | 地盤改良工事に伴うボーリング作業中、誤って低圧支管(ポリエチレン被覆鋼管80mm)を損傷しガスが漏えいした。消防にて付近道路(幅員約2.8m、延長約30m)を交通規制(1時間7分)した。 |
| 3/19 | 大阪 | 解体工事中 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)がエンジンカッターで灯外内管を破損し漏れたガスに引火した。ブルーシートの一部を焼損。火災認定あり。 |

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|---------|------|------|---|
| 3/26 | 宮城 | 改装工事 | LPガス | 0 | 改装中の店舗において、改装工業者が給水工事のためにコンクリート床をカッターで切断中、誤って埋設されていた配管を切断し、ガスが漏れ出した。 原因は、建物の大家及び改装工業者が販売事業者へ事前にガス配管の埋設状況を確認せず工事をしたため、誤って埋設管を切断したものの。 なお、当該店舗へガスは供給されておらず、店舗の上は共同住宅となっており、埋設されていたガス配管は共同住宅へガスを供給するためのものであった。 |
| 3/29 | 東京 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(解体工業者)より解体工事中、建設機械にてガスを持ち上げたとの連絡を受け確認したところ、灯外内管(40mm)と水道管を建設機械で誤って損傷したため、水道水がガス管に流入し供給支障(209戸、48時間40分)が発生した。 |
| 3/29 | 大阪 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(解体工業者)が掘削機で灯外内管を破損。この影響により道路部の供給管が亀裂し、ガスが漏れ出したため、消防にて周辺道路(幅員4.0m、総延長30m)の交通規制(2時間16分)を実施した。また、向い宅の玄関でガス検査反応があったため、住民(1名)を避難誘導した。 |
| 4/1 | 兵庫 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(水道工業者)がコンクリートカッターで灯外内管を破損し、ガスが漏れ出したため、消防にて周辺道路(東西道・路:幅員4.0mm、延長34m)の交通規制(1時間8分)を実施した。また、破損宅の住民1名が避難した。 |
| 4/3 | 京都 | 下水工事 | 都市ガス | 0 | 下水工事中にガス管を引っかけてガスが漏れているとの連絡があり、安全を考慮し特定製造所のバルブを閉止した。供給支障93戸(1時間50分)。 |
| 4/5 | 東京 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体工業者が解体工事中、整地工事に伴う掘削作業の際に建設機械にて誤って灯外内管(25mm)を引っ掛け、車道に埋設されていた供給管(25mm)を損傷した。消防にて付近道路(区道(幅員6.0m、延長70m)を1時間30分、区道(幅員12.0m、延長153m)を9分)の交通規制を実施した。 |
| 4/7 | 東京 | 駐車場改修工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(建設工業者)がマンション駐車場改修工事に伴うコンクリートカッター作業により、敷地内に埋設されていた灯外内管(50mm)を損傷した。ガス管損傷の連絡を受けた建物管理者が、引込管ガス遮断装置を閉止した結果、供給支障(134戸、3時間23分)が発生した。 |
| 4/10 | 和歌山 | 道路工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者(道路工業者)がH鋼挿入時に本支管を破損。ガスが漏れ出したため、警察にて付近住民(2名)及び業者(2名)の避難、周辺道路(南北道路、幅員4.0m、延長80m)の交通規制(1時間5分)を実施した。 |
| 4/17 | 神奈川 | 整地工事 | 都市ガス | 0 | 解体工業者が整地工事作業の際、建設機械にて誤って灯外内管(20mm)を損傷した。消防にて付近道路(幅員約3.5m、延長約150m)の交通規制(53分)を実施した。 |

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|---------|------|------|--|
| 4/22 | 東京 | 改修工事 | 都市ガス | 0 | 水道工事業者が水道管の更新工事に伴うコンクリートのコア抜き作業によって、建物8階のコンクリート部に埋設された灯外内管(25mm)を損傷した。安全面からガス事業者が引込管ガス遮断装置を閉止し、供給支障(32戸)が発生(5時間10分)した。 |
| 4/24 | 大阪 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)が掘削機で支管を破損。この影響により供給支障(67戸)が発生した。 |
| 5/10 | 兵庫 | 電柱設置工事 | 都市ガス | 0 | 他工事(建柱工事業者)がブレーカーで供給管を破損。ガスが漏れいたため、消防にて周辺道路(南北道路:幅員7.0m、延25m)の交通規制(29分)を実施した。 |
| 5/16 | 京都 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)がサンダーで灯外内管を破損。漏れたガスにサンダーの火花が引火し火災に至った。消防にて周辺道路(東西道路、幅員11.6m、延長30m)の交通規制(2時間19分)を実施した。火災認定あり。 |
| 5/21 | 兵庫 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)が掘削機で灯外内管を破損。消防にて周辺道路(南北道路:幅員6.5m、延長55m、東西道路:幅員4.0m、延長35m)の交通規制(20分)を実施した。火災認定あり。 |
| 5/26 | 東京 | 改修工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(改装工事業者)がマンション1階店舗改修工事中、コンクリートカッター作業によって灯外内管(80mm)を損傷した。ガス事業者が安全確保のため引込管ガス遮断装置を閉止し、供給支障(38戸、4時間46分)が発生した。 |
| 5/29 | 宮城 | 外構工事 | LPガス | 0 | 一般住宅において、外構工事業者が容器バルブの閉栓が不完全なまま高圧ホースを容器から取り外したことによりガスが漏れいた。原因は、容器が当該工事の支障となると考え、容器を一時的にずらそうと思い、販売事業者に相談等をせずに接続を外し、バルブの閉栓が不完全なまま放置したため。 |
| 5/31 | 埼玉 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(解体工事業者)が建物の解体工事の際に灯外内管(25mm)を損傷した。消防にて付近道路(市道:幅員5m×延長約50m、私道:幅員2.5m×延長約80m)の交通規制(1時間10分)を実施した。 |
| 6/4 | 石川 | 水道工事 | LPガス | 0 | 一般住宅前の道路において、水道工事業者が重機で掘削作業を行っていたところ、埋設配管を損傷し、ガスが漏れいた。原因は、水道設備工事業者が販売事業者への事前照会をしておらず、埋設配管の設置位置の確認を怠ったため、誤って当該供給管を損傷し、ガスが漏れいたもの。 |
| 6/4 | 愛知 | 汚水管修理工事 | 都市ガス | 0 | 集合住宅のトイレ床下の汚水管修理のため、コンクリートのコア抜き作業中に灯外内管(75mm)を損傷した。安全確保のため、ガス事業者が当該建物の引込管ガス遮断装置を閉止し、供給支障(117戸)が発生した。 |
| 6/8 | 広島 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体工事業者が建物解体工事中に灯外内管を損傷した。消防・警察にて付近道路(幅員8.0m、延長160m)の交通規制(3時間30分)を実施した。 |

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|--------|------|------|--|
| 6/9 | 福島 | 土木工事 | LPガス | 0 | 一般住宅前の隣地において掘削工事を実施していた工事業者が、電動丸鋸で誤って埋設容器を損傷し、ガスが漏えいした。原因は、工事業者が容器保護のため立てかけていたベニヤ板を他に利用するため、容器に立てかけたまま電動丸鋸による切断作業を実施したところ、誤って容器を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 6/11 | 奈良 | 建物改修工事 | 都市ガス | 0 | 他工事業者(建物改装業者)がクラッシャーで灯外内管を破損。特装バルブを閉止したため、供給支障(100戸)が発生した。他工事業者とは事前協議をしていたが、その協議内容と異なり、日程を早めて着工し、立会いはなかった。 |
| 6/12 | 埼玉 | 電柱設置工事 | 都市ガス | 0 | 需要家よりガスが出ないとの連絡があり、ガス事業者が調査したところ、需要家の供給圧力低下を確認したためガス供給を遮断し、供給支障(72戸、124時間)が発生した。原因は、電柱設置工事業者が電柱の支線埋設時に支線用スクリューアンカにてガス管を損傷し、その後の下水道工事による掘削の影響と大雨による地下水上昇によりガス管破損に至り差し水が発生したものと推定。 |
| 6/14 | 東京 | 車庫建設工事 | 都市ガス | 0 | 外構工事業者が車庫建設工事に伴うコンクリートはつり作業により、灯外内管(30mm)を損傷した。警察・消防により付近道路(市道 幅員5.5m、延長20m)の交通規制(44分)を実施した。 |
| 6/14 | 東京 | 門扉取替工事 | 都市ガス | 0 | 外溝工事業者が門扉取替工事に伴うコンクリートはつり作業中、電動ブレーカーにて灯外内管(25mm)を損傷した。警察・消防にて安全面から付近道路(区道 幅員4.0m、延長50m)の交通規制(7分)を実施した。 |
| 6/16 | 神奈川 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体工事業者が建物解体工事に伴い建設機械で誤ってガス管を引っかけて、埋設されていた供給管(25mm)を損傷した。消防にて安全面から付近道路(幅員4.4m、延長60m)の交通規制(1時間39分)を実施した。 |
| 6/20 | 宮崎 | 解体工事 | LPガス | 0 | 空き家において、解体工事業者が重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。原因は、解体工事業者が販売事業者への事前照会をしておらず、埋設供給管の位置を確認せずに掘削工事を行ったため、誤って重機で当該供給管を損傷し、ガスが漏えいしたものの。 |
| 6/20 | 東京 | 樹木伐採工事 | 都市ガス | 0 | 樹木伐採業者が樹木伐採工事中に掘削機械にて誤って灯外内管(25mm)を損傷した。消防にて安全面から付近道路(幅員4.0m、延長48m)の交通規制(1時間33分)を行った。 |
| 6/21 | 埼玉 | 下水工事 | 都市ガス | 0 | 下水道工事業者が下水道設備の新設工事に伴うコンクリートはつり作業の際に、電動ブレーカーで誤って灯外内管(30mm)を損傷し、コンクリートはつり作業の際に発生した火花が漏れたガスに着火した。火災認定あり。 |
| 6/25 | 北海道 | 改修工事 | 都市ガス | 0 | 建設工事業者が建物1階テナント改修工事に伴い、設備配管のために床スラブに穴開けを行ったところ灯外内管を損傷した。消防にて当該建物入居者(22名、51分)の避難指示及び前面道路(延長100m)の交通規制(1時間20分)を実施した。 |
| 7/9 | 広島 | 下水道工事 | 都市ガス | 0 | 設備工事業者が下水道工事中に灯外内管(32mm)を破損した。消防・警察で付近道路(幅員10.5m、延長160m)の交通規制(45分)を実施した。 |

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|------|------|-------------|------|------|--|
| 7/15 | 北海道 | 排水施工 工事 | 都市ガス | 0 | 排水施工業者(A事業者)から電動ピックを使用中突然火が付いたと連絡があり、ガス事業者が緊急出動したところ、折損した灯外内管を確認した。原因は、別のB事業者が根掘作業を行った際に灯外内管を折損し、当該A事業者が電動ピックを使用したところ、漏えいしたガスに着火したものの。 |
| 7/21 | 大阪 | 電柱設置 工事 | 都市ガス | 0 | 他工事(建柱工事業者)がオーガーで支管破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(南北道路:幅員12.0m、延長50m)の交通規制(2時間52分)を実施した。事前試掘(深さ1.5m)を依頼していたが、多幸時業者で試掘した際、1.35mのところ木根が出たので、これより下にガス管はないと誤認し、工事にかかり支管を破損したものの。 |
| 7/22 | 神奈川 | 宅地造成 工事 | 都市ガス | 0 | 建築工事業者が宅地造成工事の際に建設機械にて灯外内管(30mm)を誤って損傷した。消防にて付近道路(幅員4.2m、延長280m)の交通規制(35分)を実施した。 |
| 8/1 | 千葉 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体工事業者が建物の解体工事の仮囲い作業の際、囲い用の鉄製短管パイプを打ち込み低圧供給管(50mm)を損傷した。安全確保のため、ガス事業者にてガス遮断装置を閉止したことにより供給支障(31戸、3時間50分)が発生した。 |
| 8/2 | 東京 | 整地工事 | 都市ガス | 0 | 外構工事業者が敷地内(駐車場)工事の整地作業中に建設機械の荷重により地中の灯外内管(32mm)が折損しガスが漏えいした。消防にて付近道路(幅員3.8m、延長80m)の交通規制(47分)を実施した。 |
| 8/4 | 宮城 | 駐車場工 事 | 都市ガス | 0 | 市消防局より敷地内ガス管の破損事故発生の連絡があり出動したところ、カーポート工事中に電動ピックにて灯外内管(25mm)を破損したことを確認した。消防・警察にて付近道路(延長130m)の交通規制(80分)を行った。 |
| 8/18 | 東京 | 水道管改 修工事 | 都市ガス | 0 | 水道工事業者がマンション水道管改修工事に伴うコンクリートカッター作業時に、誤って灯外内管(50mm)を損傷し、漏れたガスに引火し付近駐車中のバイク前輪部の一部が熱影響により変形していることが確認された。 |
| 8/29 | 福島 | 水道工事 | LPガス | 0 | 団地内において、水道工事業者が水道配管の改修工事中、誤って重機で埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 |
| 9/1 | 京都 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 他工事(水道工事業者)がコンボで供給管継ぎ手部を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(東西道路:幅員10.0m、延長70m)の交通規制及び避難(4名)を実施(52分)した。 |
| 9/2 | 茨城 | 道路工事 | 都市ガス | 0 | 水道管入替工事の際の道路掘削中に誤ってガス管を引っかけたガス漏れが発生した。安全確保のため特定製造所内の元バルブを閉止し供給支障(66戸、3時間35分)が発生した。 |
| 9/2 | 兵庫 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 他工事(水道工事業者)がカッターで供給管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(東西道路:幅員5.0m、延長130m、南北道路:幅員6.9m、延長80m)の交通規制(40分)を実施した。 |

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|-------|------|--------|------|------|--|
| 9/3 | 埼玉 | 土木工事 | LPガス | 0 | 一般住宅跡地において、土木工業者が重機で掘削作業を行っていたところ、埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 |
| 9/5 | 大阪 | 建築工事 | 都市ガス | 0 | 他工事(建築工業者)が掘削機で灯外内管を破損。ガスが漏えいしたため、消防にて周辺道路(東西道路:幅員9.0m、延長52m)の交通規制(40分)を実施した。 |
| 9/7 | 東京 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体工業者が解体工事中、電動ピックにより灯外内管(32mm)を損傷した。消防にて付近道路(幅員8.0m、延長70m)の交通規制(37分)を行った。 |
| 9/11 | 埼玉県 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 水道工業者が水道管埋設工事中に掘削機にて誤って本支管(50mm)を損傷した。消防にて付近道路(幅員6m、延長190m)の交通規制(1時間56分)及び周辺住民の避難誘導(27名、57分)を実施した。 |
| 9/12 | 東京都 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体工業者が解体工事中掘削機にて誤ってガス管(150mm)を損傷しガスが漏えいした。消防にて安全面から周辺道路(幅員6m、延長220m)の交通規制(57分)を行った。 |
| 9/12 | 東京都 | 解体工事 | 都市ガス | 0 | 解体工業者が解体工事中建設機にて誤って不使用灯外内管(50mm)を損傷しガスが漏えいした。消防にて安全面から周辺道路(幅員7m、延長43m)の交通規制(2時間40分)を行った。 |
| 9/13 | 大阪府 | 外壁工事 | 都市ガス | 0 | リフォーム工業者が外壁工事中ドリルで灯外内管(8mm)を破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(幅員4.3m、延長127.5m)の交通規制(8分)を実施。 |
| 9/25 | 山口 | 水道工事 | LPガス | 0 | 店舗において、水道工業者が床下の水道管工事のため、床を切断したところ、誤って埋設配管を損傷し、ガスが漏えいした。 |
| 9/25 | 大阪府 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 水道工業者が水道工事中、楠崎期にて不使用供給管を誤って破損しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(幅員7.5m、延長115m)の交通規制(2時間15分)を実施。 |
| 9/30 | 新潟県 | 道路舗装工事 | 都市ガス | 0 | 他工業者が県道舗装修繕作業中に誤って舗装カッターで埋設ガス管を損傷しガスが漏えいした。消防・警察にて安全面から周辺道路(約400m)の交通規制(80分)を実施。 |
| 10/7 | 埼玉県 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 水道工業者が水道本復旧工事中に舗装カッター施工により誤って供給管(50mm)を損傷した。消防にて前面道路(幅員6m、延長約80m)の交通規制(37分)を実施した。 |
| 10/11 | 東京都 | 道路工事 | 都市ガス | 0 | 建設業者が再開発に伴う道路工事中建築機械(オーガ)にて誤って本支管(150mm)を損傷しガスが漏えいした。消防にて安全面から周辺道路(幅員6.0m、延長100m)の交通規制(55分)を実施。 |
| 10/15 | 山梨県 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 水道工業者が下水道工事中にガス管(50mm)を折損したため、製造所にてガス供給を停止し供給支障(81戸)が発生した。 |

| 発生日 | 都道府県 | 工事 | ガス | 人的被害 | 事故概要 |
|-------|------|------|------|------|--|
| 10/20 | 北海道 | 基礎工事 | 都市ガス | 0 | 建築業者が新築基礎工事中に不使用の引込ガス管を引っ張り、供給管取り出し部が損傷しガスが漏えいした。警察・消防により避難指示(5名)及び交通規制(42分)を実施、 |
| 10/24 | 青森県 | 水道工事 | 都市ガス | 1 | 水道設備業者が誤ってガス管(灯外内管)を損傷させガスが漏えいし、掘削機の火花が引火し火災が発生した。工事者1名が負傷し、住宅外壁の一部を焦がした。 |
| 10/25 | 神奈川県 | 下水工事 | 都市ガス | 0 | 下水工事業者が敷地内で下水工事中に誤ってコンクリートカッターで灯外内管(ポリエチレン被覆鋼管25mm)を損傷しガスが漏えいした。消防にて周辺道路(市道:幅員5.0m×延長約100m)の交通規制(75分間)を実施。 |
| 10/31 | 神奈川県 | 水道工事 | 都市ガス | 0 | 水道工事会社が漏水工事中に供給管(30mm)に穴をあけガスが漏えいした。ガス臭気があったため、消防にて周辺道路(幅員6m、延長約90m)の交通規制(1時間33分)を行った。 |

ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。



住宅工事等による ガス事故を防ぐために

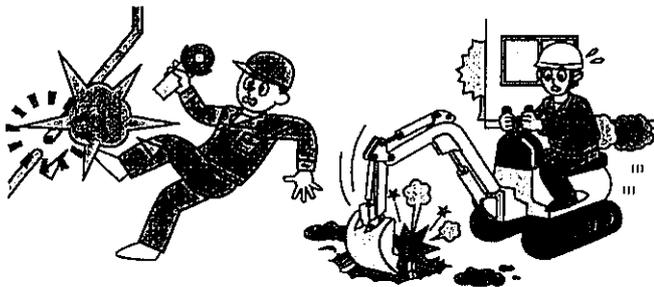
自宅のリフォームや改装工事の際、ガス管やガス供給設備の位置等を確認しないで作業したため、ガス設備を誤って損傷し、お客様や作業員が巻き込まれる事故が発生しています。

お客様や作業員の安全を守るため、工事の際は事前にガス販売店へ連絡し、ガス設備の取り扱い等、注意点を確認してください。



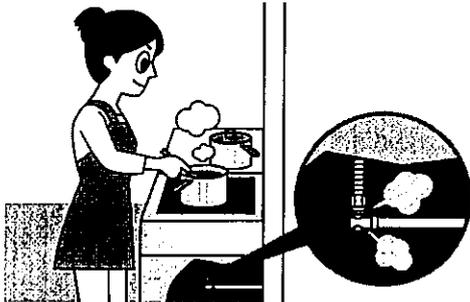
ガス漏えい・爆発の危険

埋設管・供給管の損傷に注意!



ガス管の位置を確認せずに工事を行うとガス管を損傷し、ガス漏れやガス爆発事故に至る場合があります。

ガス器具の接続に注意!

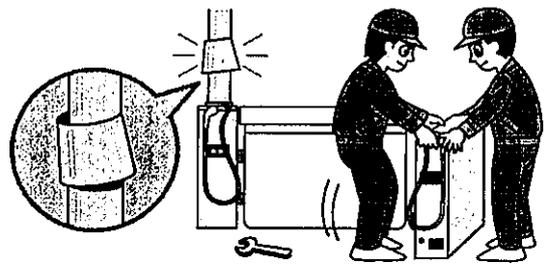


キッチン等をリフォームする際、ガス器具が正しく接続されていないと、ガス漏れ等の事故に至る場合があります。



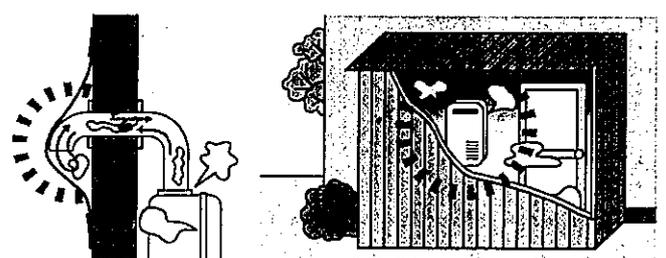
CO(一酸化炭素)発生 の危険

排気筒のはずれ・ズレに注意!



ふるがまや排気筒の交換時等にズレが生じると、COを含んだ排気が室内に逆流し、CO中毒の原因になります。

給排気設備の不全に注意!



外壁の塗装時に養生シートで給排気設備をふさいだり、屋外式の燃焼器を波板等で囲むと、燃焼器から発生したCOが室内に滞留し、CO中毒の原因になります。



CO(一酸化炭素)は無色・無臭できわめて毒性が強い気体です。気づかぬうちに中毒症状を起こし、意識を失ったり、死亡事故に繋がる場合があります。

厨房設備のレイアウト変更の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。



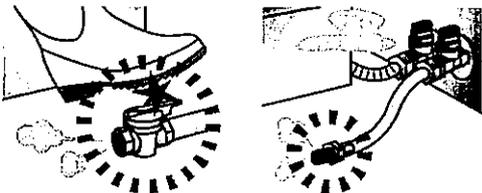
厨房設備のレイアウト変更によるガス事故を防ぐために

業務用厨房設備のレイアウトを変更した際、ゴム管の接続や不要になったガス栓が正しく処理されていないと、ガス漏れ等の事故につながります。厨房での事故は、従業員はもちろん、お客様を巻き込んで被害が大きくなる恐れがあります。お客様や従業員の安全を守るため、厨房機器の入れ替えやレイアウト変更がある時は、ガス販売店に連絡してください。

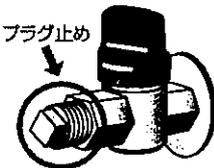


ガス漏えい・爆発の危険

未使用のガス栓に注意!



未使用のガス栓は閉栓処理がされていないと、接触等による誤解放によってガス漏れ事故につながります。未使用のガス栓はガス販売店へ連絡し、正しく処理してください。



ガス栓・ゴム管の配置に注意!



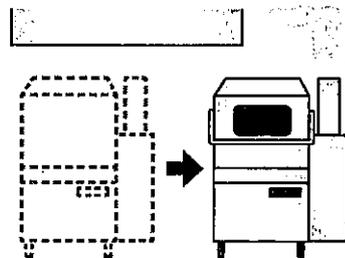
※写真はLPガスの例。都市ガス用のゴム管はクリーム色です。

ガス栓やゴム管が調理台の脚等に接触していると、燃焼器や調理台を移動した際に引っかかる等して、ガス漏れ事故につながります。



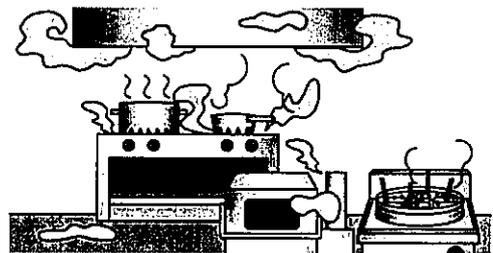
CO(一酸化炭素)発生

排気設備の位置に注意!



レイアウト変更によって正常な排気ができなくなると、COを含んだ排気が室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

給排気設備の不全に注意!



燃焼器を増やしたり、入れ替えた際に、給排気設備の能力が不足すると、給排気不全によりCOを含んだ排気が室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

機器の異常を感じたら
こちらへ連絡を

電話番号等をご記入ください。

※「緊急時連絡先」は、あらかじめご確認ください。

●会社名

●緊急時連絡先